

コミュニティバス（デマンドタクシー）の利用券交付中！

伊予市では、平成27年7月から、運転免許証を自主返納された、伊予市に住民登録がある65歳以上の方を対象に、伊予市コミュニティバス又は伊予市デマンドタクシーの利用券(10回分)を交付しております。



1 申請手続きの方法

- ① 伊予警察署に運転免許証を返納します。※返納は本人しかできません。
 - ② 都市整備課・中山地域事務所・双海地域事務所で利用券の交付申請を行います。
- 申請に必要なもの
- ア 本人確認ができるもの（健康保険証又は介護保険証）
- イ 申請による運転免許証の取消通知書
- ウ 運転免許証自主返納時に返還される四隅に穴の空いた旧免許証
- エ 自主返納時に市民課で交付された住民基本台帳カード
【裏面に自主返納を証明するゴム印が押印されているカード】
- オ 運転経歴証明書
【免許証の自主返納時に希望者に有料で発行される証明書】
- ※イ～オは、何れか1点をご持参ください。
- ③ 利用券が交付されます。

2 注意点

- 本人以外の方が利用券の交付申請を行う場合は、代理申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）もご持参ください。
- 免許証の自主返納は、免許証の有効期間内に行ってください。
- 無料交付は1人1回限りです。
- 都市整備課、中山・双海地域事務所で交付申請ができます。

3 その他

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証をお持ちの方はご持参ください。半額分の利用券を交付いたします。

ますます、いよし。



【問い合わせ先】
伊予市 都市整備課
089-909-6360 (内線 1256)